

2022 年度愛知県交通安全対策会議
会 議 録

2022 年6月7日(火)

愛知県交通安全対策会議

会議録

1 日時

2022年6月7日（火）午後2時00分から午後2時40分まで

2 場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県庁 本庁舎6階 正庁

3 出席者

会長ほか委員26名（うち代理出席13名）欠席1名

事務局（県民安全課4名）

4 議題

2022年度愛知県交通安全実施計画について

5 議事の経過

（1）開会

○事務局（県民安全課担当課長）

それでは定刻となりましたので、ただ今から、「2022年度愛知県交通安全対策会議」を始めさせていただきます。

開会にあたりまして、本対策会議の会長であります大村愛知県知事から御挨拶を申し上げます。

（2）挨拶

○大村知事

皆さんこんにちは。愛知県交通安全対策会議の会長を務めます、愛知県知事の大村秀章です。本年度の会議に先立ち一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、ご多忙中にもかかわらず、2022年度愛知県交通安全対策会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の交通安全への取組に対し、格段の御理解と御支援をいただくとともに、それぞれのお立場から交通安全対策に取り組んでいただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、昨年7月に策定しました「第11次愛知県交通安全計画」では、「2025年までに年間の交通事故死者数を125人以下、重傷者数を600人以下とする。」という目標を定め、皆様方の協力のもと各種施策に取り組んでまいりました。

その結果、昨年の交通事故死者数は、117人と、一昨年より37人減少し、3年連続で全国ワースト1位を回避することができました。

因みに、去年はワースト7位、2年前はワースト2位、3年前はワースト2位、更にその前は16年連続ワースト1位ということでありました。何れ

にしましてもワーストを回避することはできましたが、重傷者数につきましては668人で、大変厳しい結果でありました。

その中で本日は、「第11次愛知県交通安全計画」に基づき、国、県を始めとする実施機関が本年度行う、具体的な事業内容を定める「2022年度交通安全実施計画」について、御審議をいただきます。

交通事故防止を図るためには、道路交通環境の整備、交通安全教育の推進、道路交通秩序の維持、車両の安全技術の促進など、幅広い施策が必要であり、関係者が連携して取り組んでいくことが不可欠であります。

愛知県といたしましては、悲惨な交通事故を1件でも減らすという強い決意の下で、交通事故防止に全力で取り組んでまいりますので、今後とも引き続き御理解、御支援をお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

(3) 議事

○事務局（県民安全課担当課長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

愛知県交通安全対策会議の議長は、愛知県交通安全対策会議運営要綱第2条第3項の規定により、会長であります知事が務めることとなっております。

大村知事よろしく申し上げます。

○大村知事

それでは、私が議長となり、会議を進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

はじめに、愛知県交通安全対策会議運営要綱に規定する、この会議の定足数は過半数の14名であり、本日の出席者は26名、欠席者は1名となっておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

なお、本日の会議録につきましては、運営要綱の規定によりまして、出席者の中から2名の方に署名をいただきます。また、署名人は、議長が指名することとなっておりますので、指名致します。署名は、愛知県町村会の伊藤豊根村長さんと、愛知県警察本部の國枝警察本部長に申し上げます。

つづいて、本日お諮りする議題は、2022年度愛知県交通安全実施計画であります。

それでは、実施計画につきまして、事務局から説明を致します。

○事務局（県民安全課長）

愛知県防災安全局県民安全課長の松田です。

「2022年度愛知県交通安全実施計画」の説明をさせていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。

この「実施計画」は、交通安全対策基本法第25条第3項に基づき、「第11

次愛知県交通安全計画」の基本方針に従って、本年度における陸上交通の安全に関し、具体的に講ずるべき施策を定めたものであります。

表紙をおめくりいただきますと、「はじめに」ということで、昨今の交通事故情勢に加え、「交通事故のない社会」の実現及び、「第11次 愛知県交通安全計画」に掲げた目標達成への決意を、大村知事のことばとして掲載しております。

一枚おめくりいただき、「目次」をご覧ください。

本実施計画は、Ⅰの「2022年度 愛知県交通安全実施計画の目標」、Ⅱの「愛知県の交通事故の現況」、Ⅲの「講じようとする施策」の3部構成となっており、中心となるⅢの「講じようとする施策」につきましては、「道路交通環境の整備」、「交通安全思想の普及徹底」、「安全運転の確保」、「車両の安全性の確保」などの8つの柱に、「鉄道交通の安全」、「踏切道における交通の安全」を加えた10節により構成し、近年の事故情勢等を踏まえて、今年度の新規事業や、重点として取り組む内容等を記載しております。

まず、Ⅰの「2022年度愛知県交通安全実施計画の目標」についてであります。

1ページをご覧ください。

本実施計画では、「交通事故のない社会の実現」が究極の目標ですが、現状としては、本県の交通事故情勢等を踏まえ、本計画に定める各種施策を確実に実施することによって、「第11次愛知県交通安全計画」に掲げる目標達成に向け、着実に死者数等を減少させることとしております。

続きまして、Ⅱの愛知県の交通事故の現況です。2ページから6ページをご覧ください。各種統計資料に基づき、過去5年間の交通事故発生状況の推移や、2021年中の死亡事故の特徴等について記載しております。

昨年中につきましても、「高齢者の歩行者・横断中」という特徴がキーワードとなる死亡事故が多発しており、こうした事故を抑止するために、ハード面とソフト面を組み合わせた更なる交通安全対策を図っていくことが、死亡事故の減少には不可欠であると考えます。次に、Ⅲの講じようとする施策についてご説明します。6ページをご覧ください。

第1節の「道路交通環境の整備」につきましては、15の項目で構成されております。前年度に引き続き、道路における交通安全対策の推進を図るため、「人優先の歩行空間や自転車利用環境の整備」、「交通安全施設等の整備」、「高度道路交通システムの活用」、「総合的な駐車対策」、「交通環境の整備」等について推進していくこととしております。

次に、35ページをご覧ください。

第2節の「交通安全思想の普及徹底」につきましては、5つの項目から構

成されております。

項目1の「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」では、あらゆる年齢層のライフステージや、障害者、外国人に対し、それぞれの対象に合わせたきめ細やかな安全教育を推進することとしております。

40ページをご覧ください。

「高齢者に対する交通安全教育の推進」についてです。

内容としては、高齢者の事故実態等を踏まえ、「各種シミュレータを活用した参加・体験・実践型の出張講座」、「反射材の着用促進など、高齢者ご自身や、その御家族に向けた交通事故防止に関する広報啓発活動」など、交通事故防止に繋がる施策について推進していくこととしております。次に、58ページをご覧ください。

第3節の「安全運転の確保」につきましては、6つの項目から構成され、前年に引き続き、運転者教育等の充実を始め、事業者に対する指導・監督などの安全対策の推進、交通労働災害の防止、道路交通に関する情報の充実などを推進することとしております。

72ページをご覧ください。

第4節の「車両の安全性の確保」につきましては、車両の安全性に関する基準等の改善の推進など、6つの項目で構成されております。

主な施策としては、車両の安全性に関し、先進安全自動車の開発・普及の促進などを、推進することとしております。

また、自転車につきましても、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を周知し、乗車用ヘルメットの着用や「自転車損害賠償責任保険」への加入促進などを、周知していくこととしております。

78ページをご覧ください。

第5節の「道路交通秩序の維持」につきましては、交通の指導取締りの強化等、3つの項目で構成されております。

主な施策としましては、「PDCAサイクルにより管理された指導取締りの推進」、「『可搬式速度違反自動取締装置』の効果的な運用」、「『妨害運転』等の悪質・危険な運転に対する厳正な捜査及び、抑止のための広報啓発」など、効果的な施策を推進していくこととしております。

84ページをご覧ください。

第6節の、「救助・救急活動の充実」についてであります。

「救助・救急体制の整備」と「救急医療体制の整備」の2つの項目から構成され、主な施策の内容としましては、「AEDの使用を含めた応急手当の普及促進」、「ドクターヘリの活用促進」などを、推進していくこととしております。

90 ページをご覧ください。

第7節の「被害者支援の充実と推進」につきましては、「自動車損害賠償保障制度の充実」などの3項目を記載しております。

交通事故被害者は、交通事故により深い悲しみや、辛い体験をされており、交通事故被害者を支援することは、極めて重要であることから、各種施策を総合的、かつ計画的に推進することとしております。

続いて93 ページをご覧ください。

第8節の「研究開発及び調査研究の充実」についてであります。

交通事故要因は、年々複雑化、多様化していることから、有効かつ適切な交通対策を推進するため、その基礎として、必要な研究開発を図ることとしております。

96 ページをご覧ください。

第9節の、「鉄道交通の安全」についてであります。

鉄道交通環境の整備など6つの項目から構成され、前年度に引き続き、鉄道の安全に資する施策を推進していくこととしております。

最後に、102 ページをご覧ください。

第10節の、「踏切道における交通の安全」についてであります。

ここでは、踏切道の立体交差化等の整備の促進を始め、4つの項目から構成されております。

前年度に引き続き、踏切道における立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進していくこととしております。

簡単ではありますが、2022 年度愛知県交通安全実施計画案の説明は以上となります。

○議長（大村知事）

ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありました 2022 年度愛知県交通安全実施計画につきまして、御意見等いただきたいと思っております。私から指名させていただいて、御意見をお伺いしていきたいと思いません。

最初に、交通管理者の立場から警察本部の説明を、お願いします。

○愛知県警察本部長

警察本部長の國枝です。

皆様には道路交通の安全等に資する各種活動を通じて、地域社会の安心・安全の確立のために日々ご尽力を頂いているところであり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、県内の交通事故情勢につきましては、先ほど、知事からもお話がご

ございましたように、交通事故死者数は58人で前年に比べプラス15人と、大幅に増加しており、大変厳しい状況にあります。

特に3月下旬以降は、瑞穂区内で小学生が死傷する事故や、豊田市では若者3人が一度に亡くなられるといった事故をはじめ、GW期間中にも、交通死亡事故が連続発生するなど、大変厳しい状況となっております。

死亡事故の特徴としましては、「年齢層別では、高齢者が全体の半数を占める一方、昨年に比べて若者が増加」、「当事者別では、歩行者が全体の4割を占め、昨年比で増加」、「類型別では、横断中が全体の3割、車両単独が2割を占め、特に車両単独事故が増加」、「法令違反別では、車両側の前方不注意や横断歩行者妨害、速度超過などが7割を占める」ところであり、全体としては、運転者側の遵法意識や、安全運転意識に起因する事故が多いのではないかと憂慮しております。

こうした状況を踏まえ、県警察では、交通事故分析により事故の多発場所・時間帯等を把握した上で、事故に直結する悪質・危険な違反に対する取締りを強化し、運転者の遵法意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

加えて、通学児童の安全を確保するため、通学路を含めた生活道路を中心に、可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度違反取締りを実施してまいります。

また、あらゆる機会を通じて、運転者に対しては前方をよく確認することや、横断歩道では歩行者を優先させることなど安全運転意識の向上を図る一方で、歩行者に対しては、横断歩道を利用することや、横断中も周囲の安全を確認することなどの、基本的な交通安全行動を、分かりやすく広報周知してまいります。

このほか、県内262か所のゾーン30において、新たに道路管理者による物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」に進化発展させ、交通事故多発交差点については、歩車分離式信号を導入するなどの道路交通環境の整備に取り組んで参りたいと考えております。

県警察といたしましては、引き続き、会長たる知事の下、決定された交通安全計画に従い、皆様と連携し、交通安全施策を推進し、交通事故抑止を図って参りたいと考えております。

今後とも皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からの説明とさせていただきます。

○議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きまして、児童、生徒に対する交通安全教育を担当する立場で教育委員会から説明を頂きます。

○愛知県教育長

教育長の飯田です。

「児童生徒の交通事故の状況」について御説明を申し上げる前に、教員の交通事故につきまして一言お詫び申し上げます。

去る5月31日、県立学校教員による交通死亡事故が発生いたしました。いわゆる、ながら運転・ながらスマホに起因するもので、大変残念な事故であります。日頃から注意喚起を促しているところではありますが、このような事故が発生し、誠に申し訳ございません。6月2日に改めて、全ての公立学校に「自動車運転による交通事故の防止について」という通知文を発出致しました。二度とこのような事故が起こらぬよう注意を促し、周知を図ったところでありますので、よろしくお願い致します。

それでは、内容について御説明させていただきます。2021年度中に、愛知県教育委員会に報告がありました、死亡事故、または、入院や1か月以上の治療を要するなどの重大事故の人数であります。小学生31名、中学生20名、高校生14名で、合わせて65名となっております。そのうち、3名の尊い命が失われました。

事故の状況を見てもみますと、約7割が自転車乗用中に発生しており、過去5年間で最も高い割合となっております。また、事故の原因については、飛び出しや周囲をよく確認しない危険な横断等、児童生徒の側にも非が認められる事案がある反面、車の運転者の前方不注意等に起因する事故も多く発生しております。なお、登下校中に発生した事故は24件でした。

子どもたちの命を守るためには、危険を予測・回避して、安全に行動できる実践的な態度や能力を養うことが重要であると思っております。年度当初の4月に各学校に対し、警察庁がまとめた子どもに関する交通事故分析資料を周知して、交通事故防止に向けた更なる取組をお願いしたところです。また、各学校が効果的な交通安全教育に取り組むよう働きかけてまいります。

通学路の交通安全対策については、昨年度、各市町村において通学路合同点検を実施していただき、4,054箇所対策必要箇所が抽出されました。このうち、学校・教育委員会の担当箇所につきましては1,453箇所、危険箇所の交通安全指導やボランティアによる見守り活動、そして通学路の変更といった対策を講じているところです。今後、道路管理者及び警察と連携を図りながら、速やかに対策を完了するよう各市町村に働きかけてまいります。

併せて、各市町村に設置されております「通学路安全推進会議」におきまして、「通学路交通安全プログラム」に基づく定期的な合同点検を確実に行うなど、安全確保に向けた取組を一層推進するよう働きかけてまいります。

児童生徒等の交通安全対策につきましては、教育委員会、学校だけではなく、家庭や地域、関係機関との協働が必要不可欠です。今後とも、緊密な連携と御協力をよろしく申し上げます。

教育委員会からは以上です。

○議長（大村知事）

ありがとうございました。続きまして、自動運転の安全に関する技術開発を推進する立場から、経済産業局の説明をお願いします。

○産業振興課長

経済産業局産業部産業振興課の林です。

私ども経済産業局が推進しております「自動車安全技術プロジェクトチーム」では、交通事故の抑止、及び交通事故死者数の更なる減少を目指して、本県の企業、大学、行政が一体となり、自動車安全技術に係る研究開発や実証実験などを推進しております。

具体的には、2つのワーキンググループを設置しており、1つ目は、「プローブ情報活用ワーキンググループ」で、実際に自動車が行った位置や速度、ABS作動履歴等の自動車から得られるプローブ情報を活用した道路対策を行っております。

今年度は、新たな取組としまして、イスラエルのスタートアップ企業が開発した後付け可能な衝突防止警報補助装置「モービルアイ」から取得したデータも併せて分析をする予定です。この装置は昨年度まで『「知の拠点あいち」重点研究プロジェクトⅢ期』の一環で、春日井市役所の公用車に設置したもので、継続活用してワーキンググループ活動に資するものです。

もう1つは、「事故分析ワーキンググループ」で、実際の事故情報を分析し、交通事故を抑止するための活動を行っております。2018年度からは、タクシー協会様の協力の下、タクシーのドライブレコーダー映像とドライビングシミュレータを連携させた分析を行っております。

また、プロジェクトチームのメンバーにより、今年度の「新あいち創造研究開発補助金」を活用して、AIや自動運転等の先端技術により、教習所で行われています高齢者講習等をデジタル化し、事故防止効果の向上を目指す研究にも着手していただきます。

さらに、究極の安全技術といわれる自動運転の実証実験にも取り組んでおり、今年度は、中部国際空港島や中部国際空港連絡道路を含むその周辺地域において、先進的なIoT技術等を活用して国内外に展開できるショーケースを形成するほか、集客施設である愛・地球博記念公園や更には名古屋市内の都心部において実証実験を行い、実運行においても安全安心な再現可能なビジネスモデルの構築を目指して実証実験を実施してまいります。

その他、衝突被害軽減ブレーキ等の安全技術を搭載した「サポカーの体験試乗会」や、高齢ドライバーに向けた自動車安全技術に関する講習会を開催し、自動車安全技術の普及啓発活動を強化してまいります。

経済産業局としては、こうした取組を通じて、引続き交通事故の減少に向けて努力してまいりたいと思っております。

○議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きまして、道路管理者の立場から建設局の説明をお願いします。

○建設局技監

建設局技監の中島です。

私からは、建設局の取組についてご説明いたします。

近年の死亡事故の発生状況につきましては、半数以上が幹線道路で発生する一方、死者数の約半数が歩行者・自転車利用者の交通弱者が占め、かつその約半数は自宅から 500m 以内の身近な道路で亡くなっている状況にあります。

このため建設局では、幹線道路の事故対策と身近な生活道路の交通弱者対策の両面から交通事故の削減に取り組んでまいります。

まず、幹線道路の事故対策です。

交通を円滑化するバイパス整備や交差点改良などの「抜本対策」のほか、特に交通事故が多発している交差点においては、ドライバーへの注意喚起のため、カラー舗装などの「速効対策」を機動的に進めています。

この結果、対策実施箇所で事故件数を約半数減少させるなどの成果を上げておりますので、今後も、しっかりと効果検証を行いながら、改善を加え、より効率的・効果的に対策を実施し、一層の交通事故削減を図ってまいります。

次に、身近な生活道路の対策です。

通学路や子供の移動経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づき、学校・県警とも連携し、危険箇所の解消に向け、継続的に取り組んでおります。とりわけ、昨年千葉県八街市で発生した死傷事故を受け実施した合同点検で抽出された危険箇所の対策については、重点的に推進してまいります。

さらに、最高速度 30km/h の区域規制とハンプや狭さく等の物理的デバイスの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする「ゾーン 30 プラス」については、市町村と警察署による整備計画の策定が円滑に進むよう支援してまいります。

以上、建設局の取組を説明させていただきました。今後も、交通事故の抑

止に向け、しっかりと取り組んでまいりますので、関係機関におかれましては、格段のご協力をいただきますようお願いいたします。

○議長（大村知事）

ありがとうございました。それでは最後に県の交通安全に関し、広報啓発を担当する立場から、防災安全局から説明をお願いします。

○防災安全局長

防災安全局の坂田です。

私ども防災安全局では、交通事故の抑止に向けた取組として、県民総ぐるみによる交通安全県民運動を始め、県民の皆様への広報啓発活動に取り組んでおります。本年度の重点的な取組につきまして、大きく4点ご説明します。

1点目は、「高齢者の交通事故対策」です。

知事と高齢者交通安全広報大使の交通安全対談や、ラジオCM、啓発キャンペーン、郵便局やコンビニエンスストアのレジモニター・店内BGMでの広報により、反射材の着用促進や安全運転サポート車の活用等を周知し、事故防止を呼びかけてまいります。

2点目は、「ドライバーのマナー向上対策」です。

県内の職業ドライバーや大学生、本県ゆかりの著名人の皆様に、日頃から心掛けている運転マナー等を、交通安全宣言として収録していただき、大型商業施設やサービスエリアのデジタルサイネージで放映するほか、「ながらスマホ」「あおり運転」の防止を呼びかける啓発キャンペーン等を通じて、安全運転の実践を促し、運転マナーの向上を図ってまいります。

3点目は、「歩行者保護対策」です。

道路横断中の交通事故を減少させるため、「ハンドアップ隊」を結成し、道路横断時は手を挙げ、停止してくれたドライバーに感謝の気持ちを伝える「ハンドアップ運動」としてYou・Tube動画によりPRするほか、県内各地でラッピングバスを運行し、広報することにより、歩行者保護意識の醸成を図ってまいります。

4点目は、「自転車の安全利用」についてです。

昨年施行しました「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の安全利用に関する広報、啓発活動を行うとともに、動画教材を作成して各自治体や学校等に配布することにより、自転車の交通安全教育を推進してまいります。

また、シルバー人材センターから「モデルセンター」を選定し、活動時にヘルメットを着用してもらうことで、ヘルメット着用意識の醸成を図るとともに、若年層及び高齢者に対して、ヘルメットの購入費用に対する補助制度を引き続き市町村と協調して実施し、ヘルメットの着用促進に取り組んでまいります。

これらの活動を通じて、県民の皆様の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の減少を目指してまいりますので、引き続き、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（大村知事）

はい、ありがとうございました。

以上、それぞれの担当から説明をしていただきました。

それでは、更に委員の皆さんの中で、御意見・御発言等ございましたら、お伺い致します。

○名古屋高速道路公社理事長

名古屋高速道路公社理事長の再開です。

高速道路情勢の新しい傾向を、ご報告させていただき、ご協力いただきたいと思います。

まず、1点目として交通事故の発生状況についてです。

交通量がコロナの影響によって減少したということもあり、人身交通事故・物件交通事故を併せた交通事故の件数につきましては、令和元年度 887 件、令和2年度 635 件と 250 件減少しました。しかし、令和3年度につきましては 644 件ということで前年対比で若干増加しました。

また、事故形態については、車両相互が 75%、車両単独は 25%ということで、渋滞等を起因とした車両相互による事故が大半を占めることから、我々としましても、継続して交通事故対策を実施していきたいと思っておりますので、皆様の方でも広報方よろしくお願ひ致します。

2点目として、逆走・誤進入事案についてであります。

同事案は、令和2年・3年と増加して発生数が二桁になってきており、我々としても何らかの対策を講じなければと考えております。

当事者を年代別に見てみますと、逆走の方は 60 歳代の高齢者が多く、誤進入は 30 歳代の若い世代が多いという特徴があります。また外国人の方の

誤進入事案も発生しております。

原動機付自転車や自転車は高速道路へ入って来てはいけませんが、スマートホンのナビアプリの案内に従って誤進入する事案が発生しております。また、この中にはフードデリバリーサービスの配達員も含まれています。

高速道路への逆走・誤進入は、重大事故に繋がります。名古屋高速道路公社としては、交通事故を防止するため、県警高速隊と連携し、対応していますが、高速を既に降りてしまった場合などはどう対応するかなど、大変苦慮しています。

高齢者対策、外国人対策及びフードデリバリー対策等、皆様方の御協力の下、今後とも交通事故抑止に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（大村知事）

貴重な御意見ありがとうございました。

逆走・誤進入対策については基本的に名古屋高速ですが、関連部署・部局で連携し、どう対策を講じていくか、よく検討して下さい。

他に御意見・御質問ないようですので、計画につきましては原案通り決定することとして御異議ありませんか。

○委員

異議なし。

○議長（大村知事）

ありがとうございました。

御異議なしということで、この計画は原案どおり決定させていただきますのでよろしくお願い致します。

本日、決定された計画の推進につきまして、各委員の皆様方の一層の御協力をお願いしたいと思います。

また、県民の皆様方と一体となった取組を進めていただいて、死者数はもとより、交通事故全体を減少させることにより、「交通事故のない社会」の実現を目指してまいりたいと考えております。

皆様には、議事の円滑な進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、議長の役目を終わらせていただきます。

○事務局（県民安全課担当課長）

以上で、2022年度愛知県交通安全対策会議を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中御出席をいただき、ありがとうございました。

会議録署名委員

愛知県町村会 豊根村長

会議録署名委員

愛知県警察本部長
